

「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を経済産業省令によって託送料金（電気料金）に上乗せすることは違法である！ 「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を託送料金（電気料金）に上乗せすることを認可した、託送料金変更認可決定の取消訴訟を提訴（同種訴訟としては初めて） 2020年10月15日

(連絡先)
グリーンコープ共同体 法務部
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前
1-5-1 4階
Tel 092-292-7947
fax 092-481-5970

福岡県をはじめとする沖縄県以外の九州各県、中国地方各県、兵庫県、大阪府及び滋賀県の1府14県で事業を営むグリーンコープ生活協同組合が設立した、小売電気事業者である一般社団法人グリーンコープでんきは、本日(2020年10月15日)午後、「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を託送料金（電気料金）に上乗せすることを認可した、託送料金変更認可決定（処分庁 経済産業大臣）の取消しを求める行政訴訟を、福岡地方裁判所に提起しました。

訴訟の概要

原告：小売電気事業者である、一般社団法人グリーンコープでんき

被告：国（処分庁 経済産業大臣）

請求の趣旨 経済産業大臣が、令和2年（2020年）9月4日付けで九州電力送配電株式会社に対して行った託送料金変更認可決定を取り消す。

内容の概略

電気事業は、自由化によって、発電事業者、送配電事業者、小売電気事業者に分かれている。小売電気事業は完全に自由化されたが、小売電気事業者は、発電事業者から購入した電気（又は自ら発電した電気）を消費者に届けるためには、地域独占の事業者である、送配電事業者に、託送料を支払って、電気を送配電してもらわなければならない。

送配電事業は、道路などと同様の公共インフラであり、民間業者が営んでいても、強い公的規制のもとにある。託送料は、「能率的な経営の下における適正な原価」（一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価＝営業費）に、「適正な利潤」を加えたものでなければならない（電気事業法18条3項1号）、経済産業大臣の認可を受けなければならない（電気事業法18条1項）とされている。

電気事業法施行規則（経済産業省令）等を改正する平成29年（2017年）9月28日制定の経済産業省令は、令和2年（2020年）4月1日以降、託送料に「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を上乗せして回収すべきとした。

平成29年（2017年）9月28日制定の経済産業省令の定めは、以下に述べるように、違法であり、その違法な省令に基づいて、託送料に「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を上乗せして回収することを認可した、経済産業大臣の、令和2年（2020年）9月4日付け託送料金変更認可決定は違法だとして、その取消を求めて提訴したのが、本件である。

「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」とは

国は、「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」は以下の意味だとしている。

賠償負担金は、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原子力損害賠償法」という。）第2条第2項に規定する原子力損害及びこれに相当するもの（以下、両者合わせて「原子力損害」という。）の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年（2011年）3月31日以前に原価として算定することができなかったもの（電気事業法施行規則（経済産業省令）の2017年（平成28年）改正後の第45条の21の3第1項）
廃炉円滑化負担金は、原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金（本件省令による改正後の本件規則第45条の21の6第1項）

経緯

平成23年（2011年）の福島第一原発事故以来、膨れ上がる福島第一原発事故の損害賠償金をどのようにしてまかなうのか、その後、原子力発電所の廃炉が次々と決まっていく中で、その廃炉にかかる負担をどのようにしてまかなうのかが大きな問題となっていた。

原発事故の損害賠償については、原子力発電をしている電気事業者が賠償責任を迅速かつ確実に果たせるようにするため、原子力損害賠償責任保険への加入等の損害賠償措置を講じることを義務づけている（原子力損害賠償法6条、7条）が、その額（賠償措置額）は、通常の商業規模の原子炉の場合の賠償措置額は、一事業所ごとに1200億円である（原子力損害賠償法施行令2条）。

それでは、到底、福島第一原発事故の損害をまかなえない（2020年9月25日現在で、福島第一原発事故の賠償金として、東京電力が支払ったのは、9兆5616億円）。そこで、国が、事業者に対して損害を賠償するための援助を行う（原子力損害賠償法16条）こととなっており、そのため、原子力損害賠償支援機構（現在の原子力損害賠償・廃炉等支援機構）を設立し、機構が原子力事業者とともに「特別事業計画」（損害賠償額の見通し、資金援助の内容及び金額、経営合理化の方策等を記載）を作成して主務大臣の認定を受け、主務大臣の認定後、政府は機構に国債を交付し、機構から原子力事業者に対して必要な資金を援助してきている（2020年9月25日現在で、9兆3,901億円）。

国は、原子力発電事業者が、福島事故前に確保されておくべきであった賠償への備えは約3.8兆円であったとし、そのうち、2019年度までに原子力事業者が納付する一般負担金約1.3兆円を控除し、不足分の2.4兆円を「賠償負担金」として、送配電の託送料に上乗せして電気の消費者から回収すべきとした。

また、「廃炉円滑化負担金」は、事業者が想定していたよりも早期に廃炉する場合に、設備の残存簿価が一括減損し、一時的に多額の費用が生じることから廃炉判断を躊躇する可能性があったので、「円滑な廃炉を促す環境を整備する」観点から、設備の残存簿価を分割して償却し、その償却分を、電気の消費者から回収すべきとし、その額を4740億円とした。

（賠償負担金にしても、廃炉円滑化負担金についても、原子力発電事業者が負担すべきもので

はないか)

本件処分の違法事由

電気事業法施行規則（経済産業省令）等を改正する平成29年（2017年）9月28日制定の経済産業省令によって改正された電気事業法施行規則及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則は、電気事業法の委任の範囲を超え、また、憲法41条にも反する違法違憲・無効なものである。

1 法律に委任規定がないこと

接続供給の相手方（託送受給者）に、賠償負担金の支払い義務及び廃炉円滑化負担金の支払い義務を課すものである。義務を課し、権利を制限することは、法律又は法律の明文の委任によらなければならない。しかし、その支払い義務を課すことを委任する規定は、本件規則への権限を委任する法律である電気事業法には、存在しない。したがって、これらの本件省令の規定は、憲法41条に違反し、違憲であり、無効である。

2 改正後の算定規則4条2項の定めは委任の範囲を超えるもので違法であること

改正後の算定規則4条2項は、「一般送配電事業者は、前項の規定により算定した合計額のほか、営業費として、（中略）賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定しなければならない。」と定める。

営業費は、一般送配電事業を営むために必要な費用であり、法18条3項1号で定められている、「能率的な経営の下における適正な原価」に該当するものである。

本件で問題となる、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、一般送配電事業を営むために必要な費用ではない。本来、原子力発電事業者が負担すべきものである。賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、一般送配電事業を営むために必要な費用ではなく、本来、営業費に該当せず、法18条3項1号で定められている「能率的な経営の下における適正な原価」に該当しない。

営業費にも該当せず、「能率的な経営の下における適正な原価」にも該当しない賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を、「営業費として」「算定しなければならない。」とする、改正後の本件算定規則4条2項の規定は、委任の範囲を超えるものであって、法および憲法41条に違反し、違法違憲である。

3 法制度上も法律改正による対応が予定されていたこと

資料

- 1 原子力関連の賠償過去分・廃炉会計費用に係る措置について20年8月資源エネルギー庁
- 2 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の承認額20年7月22日資源エネルギー庁
- 3 原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績20年9月25日東京電力
- 4 松村委員のインタビュー記事（毎日新聞2017年2月3日）

(関連条文)

電気事業法（昭和39年法律第170号）

(託送供給等約款)

第18条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下この条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。以下中略)

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
- 二 第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
- 三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 一般送配電事業者及び第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）

第3条 一般送配電事業者は、託送供給等約款料金を算定しようとするときは、4月1日又は10月1日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、当該原価算定期間において一般送配電事業等（一般送配電事業及び発電事業（その一般送配電事業（最終保障供給を行う事業を除く。）の用に供するための電気を発電するものに限る。）をいう。以下同じ。）を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならない。

2 原価等は、次条の規定により算定される営業費、第5条の規定により算定される事業報酬及び第6条の規定により算定される追加事業報酬の合計額から第7条の規定により算定される控除収益の額を控除して得た額とする。

(営業費の算定)

第4条 一般送配電事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費（その一般送配電事業等を行うために当該一般送配電事業者が使用する電気に係る費用を含む。以下同じ。）、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、

委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費（再エネ特措法第28条第1項の交付金に相当する額からこれに係る事業税に相当する額を控除して得た額（以下「再エネ特措法交付金相当額」という。）を除く。）、他社購入送電費、振替損失調整額（一般送配電事業者の供給区域内において小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第2条第1項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気であつて、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において維持し、及び運用されている発電用の電気工作物の発電に係るものを当該一般送配電事業者が受電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用をいう。以下同じ。）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等であつて一般送配電事業等に係るものの額の合計額を算定しなければならない。

- 2 一般送配電事業者は、前項の規定により算定した合計額のほか、営業費として、使用済燃料再処理等既発電費（中略）、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定しなければならない。



Listening

<論点>原発賠償・廃炉費の転嫁

2017年2月3日 09時15分 (最終更新 2月3日 09時18分)

政府は、東京電力福島第1原発事故の賠償費と大手電力会社が持つ老朽原発の早期廃炉費について、原発を持たない新電力（新規参入の発電事業者）の利用者にも負担を求める方針を決めた。賠償費が従来試算より大幅に膨らむことなどが背景にあるが、妥当な判断なのだろうか。

例外中の例外、今回は上限 松村敏弘・東京大社会科学研究所教授



福島第1原発事故の賠償費については現在、原子力施設を持つ大手電力（原子力事業者）11社が年間計約1600億円を払う仕組みになっている。経済産業省の試算で賠償費が約2・5兆円増加し、この分も本来は原子力事業者が負担するのが筋だ。だが、大手電力の利用者の負担なども考慮すると全て上積みするのは困難だ。例外中の例外として、託送料に上乗せすることを認め、大手電力から新電力まで利用者に広く薄く負担を求めることにした。

福島原発事故の賠償を滞らせないためのやむを得ない措置だ。想定されていなかった、極めて例外的で大規模な事故に対応して、賠償を万全なものにするため、国民にある程度の負担をお願いすることは一定の合理性がある。

税金で負担する方法もあるが、その場合、原発依存度の高かった地域の住民も低かった地域の住民も全国一律の負担となる。一方、託送料を活用すると、原発

依存度が高かった地域の利用者の負担は多く、低かった地域の負担は少なくなる。依存度が高かった地域ほど、託送料の上乗せも多くなる仕組みにしたからだ。原発のない沖縄県の負担はゼロになる。

経産省は「賠償への備えは福島事故以前から確保されておくべきだった」と指摘し、託送料に上乗せする理由について「現在は原発を持たない新電力の利用者も、以前は大手電力が原発で発電したコストの安い電気を使っていた」と説明する。過去の受益に応じた負担という意味で、託送料はより公平だとも言える。

託送料は、税金と異なり、国会審議を経ずに上乗せできるので、可否が十分議論されないという批判もある。しかし、私が委員を務めた経産省の有識者委員会は公開の場で集中的に議論し、一定の透明性は保たれた。

また、原子力事業者が予定より前倒しで原発の廃炉を決めた場合、廃炉費の一部も託送料に上乗せできることにした。事業者は将来の廃炉に備えた引当金を積み立てているが、前倒しで廃炉を決めると、引き当てていない分の廃炉費が一気に損失として計上され債務超過に陥る可能性がある。原子力事業者がこれを防ぐとして、本来は廃炉にすべき原発を維持することにつながりかねなかった。

そこで、政府は費用の分割計上を認め、原子力事業者は、政府が規制している電力小売料金に費用を転嫁して回収してきた。だが、料金規制が2020年に撤廃されるため、規制が残る託送料に上乗せできることにした。送電料である託送料を廃炉費に使うのは納得できないが、適正な廃炉を促すためにはやむを得ない。

重要なのは、託送料への上乗せは安易な先例にしてはいけないということだ。福島原発事故の処理費をはじめさまざまな原発関連費用がさらに膨らむ可能性も指摘されているが、有識者委員会は提言に「（託送料上乗せは今回は）上限で、今後変動が生じる性格のものではない」と明記した。国民も今回の措置が例外中の例外であることを認識し、今後も関心を持ち、監視していくことが大事だ。

【聞き手・宮川裕章】

事故処理費用、国会で議論を 仙谷由人・元官房長官



東京電力福島第1原発事故の際、官房副長官として東電の賠償問題を手がけ、原子力損害賠償支援機構（現在の原子力損害賠償・廃炉等支援機構）による支援の仕組みを構築した。

事故当時、東電の勝俣恒久会長は、賠償



総額を1兆円と見積もり、それ以上の賠償金は原子力損害賠償法の規定に基づき、国が負担するよう求めてきた。私はこれを退けた。まず、賠償額のケタが一つ違う。それに、ペント（排気）の遅れなど東電の事故対応におけるさまざまな過失を考えれば、免責は筋が通らない。賠償責任は第一義的に東電にあり、そのままの体制維持は認められない、と考えた。

一方、会社更生法の適用などで東電を法的整理するのも無理筋だと考えた。事故処理や被災者への賠償を行う責任主体がなくなれば、被災者が困るからだ。

そこで、東電など電力各社と政府が出資して「機構」を設立し、ワンクッションを置いて国が資金を支援する仕組みを作った。弥縫（びほう）策かもしれないが、現実困っている人にお金を回すためには妥当な措置だったと思う。東電がモラルハザードを起こさないよう、経営実態やリストラ策などを評価する「東電経営・財務調査委員会」を設置し、東電に厳しく経営合理化を求める仕組みも用意した。

今回の方針では負担増と同時に、原子力や送配電事業の再編・統合など東電の経営改革案も示しており、事故当時に私たちが考えた路線は、基本的に引き継がれていると考える。問題は金額だ。事故処理総額が本当に21・5兆円で済むのか、誰にも分からない。政府は収益改善の前提として柏崎刈羽原発の再稼働を挙げているが、現状では困難だろう。原油価格の変動が経営に影響を与えるかもしれない。結果として、総額がさらに膨らむ可能性は十分にある。

そうでなくとも、総額20兆円を超す事故処理費用の負担は、東電だけで担える限界を超えている。東電に負担を求めれば、東電は収益増に向け電気料金を値上げせざるを得ない。託送料への上乗せで新電力に賠償費用を負担させることに批判があるが、発送電の分離ができていない今、送電網も東電の一角であり、経営政策としての託送料引き上げを否定できない。

東電を法的整理して資産を売却しても、かつての金融機関破綻処理や日本航空（JAL）再生と同様、多額の公的資金投入は避けられない。結局、どういう形であれ、国民も事故処理費用を負担せざるを得ないと考える。

むしろこれから問われるのは、私たちは事故処理のために、どこまでお金を使

い続けるのか、という問題だ。原発事故で生活や仕事を失った被災者への賠償には国民の理解も得られるだろうが、例えば廃炉作業にロボットを導入する費用などは、競合企業がない場合は業者の言い値となり、誰もチェックできない、といったことが多発する可能性がある。

事故処理は大切だが、そのためのお金の使い道には、私たちはもっと目を光らせる必要がある。政治家も官僚任せにせず、国会でこうした問題に積極的に取り組むべきだ。【聞き手・尾中香尚里】

政府、東電が責任引き受けよ 佐藤弥右衛門・会津電力社長

原発事故の処理費用を、電気料金に乗せて国民から取る方針には納得がいかない。政府も東京電力も、事故を起こしたことへの反省がなすすぎる。

原発事故によって、福島の人々は住み慣れた土地が使えなくなり、生活も経済も全て奪われた。地域社会は分断され、しかも差別を生んだ。日本の歴史に例のない圧倒的に巨大な事故であり、とんでもない公害だ。福島県民にあれだけひどいことをした政府と東電が、その責任に全面的に向き合うことなく、なぜ安直に「お金が足りなくなったので国民も負担せよ」などと言えるのか。

事故処理費用は21・5兆円というが、原発に近づくのも難しい現況を考えれば廃炉費用などはさらに増える可能性が高い。



いずれ負担は国民全体で引き受けざるを得ないのかもしれない。原発推進政策を止められなかった点で、私たちにも事故の責任はあると考えるからだ。

だがその前に、原発を推進した政府と東電が、全面的に責任を取るべきだ。事故を心から謝罪し、限界までコストダウンを行い、資産を売却した上で「もう限界です。国民の皆さん助けてください」と頭を下げるのが筋だ。誠心誠意の謝罪があって初めて、国民も「私たちにも責任はある。負担を引き受けよう」となるのではないかと。

ところが、政府は託送料に上乗せする形で、新電力にも負担を求めた。事故を

反省して原発をやめ、再生可能エネルギーを推進すべき時に、その担い手となるべき新電力の事業者に、逆に負担を求めるとはどういうことか。「原発から再生可能エネルギーへ」という流れに足かせをはめる行為であり、言語道断だ。

原発事故に対する私たちの責任の取り方は、事故処理の費用を負担することではない。原発を止めることで責任を果たしたい。

会津電力を設立したのは、再生可能エネルギーの普及に向けて、単なる運動にとどまらず、実業として発電を手がけたかったからだ。昨年未までに会津地域の中学校の屋上など50カ所に、小規模分散型の太陽光発電所を設置し、会津地域の約1400世帯の電力を賄える発電量を供給している。今年も新たに30カ所を設置し、将来は小水力や木質バイオマス発電などにも取り組む考えだ。

目指すのはエネルギーの「地産地消」による地域の自立だ。会津には猪苗代湖を水源とする水力発電所など、福島全县を賄えるほどの発電力があるが、その電気はほとんど東電などの手で首都圏に送られている。今は無理でも、いつの日かこれを取り戻したい。

政府が東電を破綻処理させて資産を売却するというなら、これらの水力発電所を会津電力で買い取りたい。会津のエネルギー需要を十分に賄い、まだ余るはずだ。これを域外に売り、収入を得れば、各自治体の税収も上がる。安い電気を提供して企業を誘致できれば、地域に雇用も生まれる。地方が収奪される中央集権の構造が変わり、真の地方自治が確立できるのだ。社会とはそうやって変えていくものではないだろうか。【聞き手・尾中香尚里、写真も】

新電力託送料に上乗せ

経済産業省は昨年未、有識者委員会を通じて、福島原発事故の賠償・廃炉費などが計21.5兆円と従来から倍増すると試算。賠償費増加分（約2.5兆円）は、新電力が大手電力に払う送電線利用料（託送料）にも2020年度から40年間上乗せし、新電力利用者に負担を転嫁する方針を決めた。福島原発の廃炉費は東電が確保する。また、大手電力が老朽原発を計画より前倒しで廃炉にする場合の費用の一部も新電力の託送料に上乗せする。

ご意見、ご感想をお寄せください。 〒100-8051 毎日新聞「オピニオン」係 opinion@mainichi.co.jp

■人物略歴

まつむら・としひろ

1965年生まれ。東京大大学院博士課程修了。専攻は公共経済学。福島原発の賠償・廃炉費問題を協議した経産省の有識者委員会「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」委員。

■人物略歴

せんごく・よしと

1946年徳島県生まれ。東京大在学中に司法試験合格。弁護士を経て90年に衆院議員に初当選、96年創設の旧民主党に加わる。民主党政権では官房長官、国家戦略相などを歴任した。

■人物略歴

さとう・やうえもん

1951年福島県喜多方市生まれ。東京農業大短期醸造科卒。地元の造り酒屋「大和川酒造店」会長。2013年に会津地域で太陽光発電を行う「会津電力」を設立、社長に就任した。

毎日新聞のニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。画像データは（株）フォーカスシステムズの電子透かし「acuagraphy」により著作権情報を確認できるようになっています。

Copyright THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.